

令和7年3月

保護者の皆様

愛知県立内海高等学校長

教育活動における生成AIの利用について

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和6年12月26日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」が公表されました。これを受けて、本校における生成AIへの対応は次のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成AIの利用について

県教育委員会では、「保護者の十分な理解の下、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。現在本校では生徒が生成AIを利用する活動は行っておりませんが、教員の研修や生徒への指導などの準備を進めております。

なお、今後、生徒が生成AIを利用する活動を行う際には、事前に御案内いたします。

2 学校外での生成AIの利用について

御家庭等でお子様に生成AIを利用させる場合には、以下を御確認いただき、適切に御指導ください。

(1) 課題等での生成AIの利用について

読書感想文やレポートなどの課題に対して、生成AIによる生成物やインターネットからダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。また、生成AIの利用を想定しないコンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成AIの概要

ChatGPT等の対話型生成AIは、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性がありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成AIツールの利用規約

例えば、ChatGPTを利用できるのは13歳以上で、18歳未満の場合は保護者の同意が必要です。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成AIに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成AIの機械学習に利用されることがあり、生成AIの回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成AIから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

担当 教頭

電話 0569-62-0139

生成 AI の利用について

愛知県立内海高等学校

1. 生成 AI とは

ChatGPT、Copilot、Gemini などは対話型生成 AI と呼ばれ、指示文（プロンプト）を入力すると、あたかも人間と自然に会話をしているかのような回答が得られます。

これらの AI は、あらかじめ膨大な量の情報を学習し、構築したデータベースを基に、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「それらしい答え」を生成するという仕組みになっています。そのため、**文脈と無関係であったり、間違った内容の回答が出力されることがあります**。生成 AI を利用する際は、得られた回答をそのまま信じてしまうのではなく、**最後は自分で判断する、という基本姿勢が必要**です。

また、AI がどのようなデータを学習し、回答しているかが明らかにされていない部分があることや、機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用、回答の内容が偏っていることなどが懸念されるケースもあります。

2. 学校外での生成 AI の利用について

本校では、現在のところ学校内で生成 AI を利用する予定はありません。しかし、家庭など学校以外で生成 AI を利用する機会があるかもしれません。**学校外で利用する場合は、次のことに必ず留意してください。**

- ・各生成 AI の利用規約を守ってください。例えば、ChatGPT は 13 歳以上 18 歳未満が利用する場合は、保護者の承諾が必要となります。
- ・生成 AI の性質やメリット・デメリット、AI には自我や人格がないこと、生成 AI に全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを理解しておいてください。
- ・個人情報やプライバシーに関する情報を入力してはいけません。
- ・著作権を侵害することのないように注意してください。他人の著作物と類似していたり、他人の著作物をもとに創作していたりすると著作権侵害となる可能性があります。

3. 課題等について

読書感想文やレポート等の多くは AI の利用を想定せず、生徒が自分の能力を発揮して作成することが前提となっていますので、**生成 AI による生成物をそのまま自分の作品として提出することがないようにしてください**。このような行為は、活動を通じた学びが得られず、**自分のためになりません**。また、そうした作品を生成 AI の利活用を想定していないコンクール等に応募すると、**不正行為とみなされる場合があります**。

読書感想文やレポート等を作成する際は、次のような点に気を付けてください。

- ・自分自身の経験を踏まえた内容になっているか。
- ・これまでに自分自身が学習した内容を踏まえた内容になっているか。
- ・内容について、事実関係に誤りが無いか。

なお、生成 AI の利用が認められている課題においては、例えば、課題研究等の過程で作成したレポートの素案に足りない観点等を補充するために生成 AI を利活用したり、自らの作った文章をもとに生成 AI に修正させたものを「たたき台」として推敲したりする、という利用方法も考えられます。課題の作成に生成 AI を用いた際は、生成 AI ツールの名称、入力したプロンプトや出力、日付等を参考資料として添付したり、推敲の過程を添付したりして、どのように生成 AI を利用したのかが分かるようにしましょう。